

被扶養者認定チャート

被扶養者資格の認定を希望する対象者の現在の状況を、このチャートで確認してください。

『はい』



『いいえ』



START

対象者の年齢は75歳未満か？

認定不可

次のいずれかに該当するか？

●直系尊属(被保険者の父母・祖父母・曾祖父母)

●配偶者(内縁を含む)

●子・孫および兄弟姉妹

同居しているか？

年収が130万円未満(※)で、その額が被保険者からの援助額より少ないか？

認定不可

対象者に配偶者がいる場合、夫婦の合算した収入額が被保険者からの援助額より少ないか？

認定不可

被保険者以外に対象者を援助している家族がいる場合でも、被保険者からの援助額が一番多いか？

認定不可

次のいずれかに該当するか？

●三親等内の親族

●内縁の配偶者の父母および子

●上記の場合で内縁の配偶者死亡後の父母および子

同居しているか？

認定不可

年収が130万円未満(※)で、その額が被保険者の年収の $\frac{1}{2}$ 未満か？

認定不可

対象者に配偶者がいる場合、夫婦の合算した収入額が被保険者の収入額より少ないか？

認定不可

同一世帯の中で一番収入が多いのは被保険者か？

認定不可

被扶養者異動届に必要な確認書類を添付し、健康保険組合に申請してください。

詳しい添付書類につきましては、[参考資料:「健康保険 被扶養者資格について」]をご参照ください。

※ 認定対象者が19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)である場合は「150万円未満」

認定対象者が60歳以上である場合又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は「180万円未満」